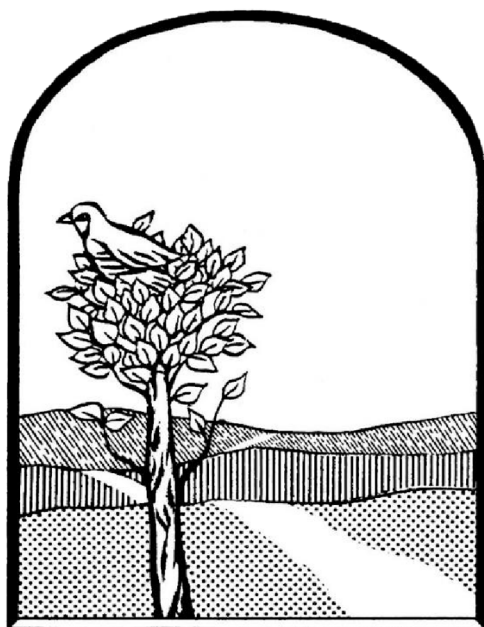


# PTA手帳

## 規約集



長岡第三中学校 PTA

TEL 955-2556

FAX 951-8429

# 長岡第三中学校校歌

作詞 村尾佳代作

曲 大江美代子

*J* = 96~104  
*mp*

ふ る ー き み や こ の な が ー お か に ま  
み どり の お ー か べ ま な ー び や に つ

な ー ぶ わ れ ら の ほ こ り あ り は  
ど ー う わ れ ら の ち か ら あ り ゆ

え あ る れ き し に は く ー く ま れ り  
た か な こ こ ろ で た く ー ま し く と

そ う を た か く か か げ つ つ ふ  
も の わ ひ ろ げ す す み つ つ おお

か ー き ま こ と を も と め な ー ん  
い な る あ し た を も と め な ー ん

- |             |               |
|-------------|---------------|
| 1 古き都の長岡に   | 2 みどりの丘ベ学舎に   |
| 学ぶわれらの誇りあり  | 集うわれらの力あり     |
| はえある歴史にはぐまれ | 豊かな心でたくましく    |
| 理想を高く掲げつつ   | 友の輪広げ進みつつ     |
| 深き「真理」を求めなん | おいなる「明日」を求めなん |

# 目次

長岡第三中学校 PTA 規約	4
長岡第三中学校 PTA 個人情報取扱規程	6
長岡第三中学校 PTA 内規	8
長岡京社会教育活動安全基金	9
長岡第三中学校 PTA 組織図	10

## 朝のあいさつ 運動の心得

優しいまなざしで      あたたかい態度で  
大きな声で「おはよう！」と呼びかけよう  
子どもたちも見ています  
親も学習しているとの意識を持って

# 長岡第三中学校 P T A 規約

- 第 1 条 この会は長岡第三中学校 P T A といひ、事務所を長岡第三中学校におく。
- 第 2 条 この会は長岡第三中学校に在籍する生徒の保護者と同校勤務の教職員を以て組織する。
- 第 3 条 この会は生徒の福祉を増進するため、学校と家庭と社会の改善を図るのを目的とする。
- 第 4 条 この会は前条の目的を達成するため、つぎのような事業を行なう。
1. 教育施設、設備の充実と教育経費の父兄負担の軽減を要求する事項。
  2. 学校施設および行事の協力、援助に関する事項。
  3. 教職員の研修の援助に関する事項。
  4. 家庭生活の民主的改善に関する事項。
  5. 地域社会の環境調整を図り、生徒の愛護、教育尊重の精神の普及、高揚に関する事項。
  6. 会員の教養と親睦に関する事項。
  7. その他、本会の目的達成に必要な事項。
- 第 5 条 この会に次の役員をおく。ただし、役員は 1 人 1 役とする。
1. 会長 1 名（保護者から）
  2. 副会長 若干名（保護者から）
  3. 書記 若干名（保護者と教員から）
  4. 会計 若干名（保護者と教員から）
- 第 6 条 役員の仕事は次のとおり定める。
- 会長はこの会を総括し、この会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。書記は会務を、会計は会計事務を処理する。会計は会員から会計簿の閲覧要求のあった場合は、いつでもその要求に応じなければならない。
- 第 7 条 この会の役員の任期は 1 年とし、特別の事情のある場合に限り再選をさまたげない。補欠による役員の任期は、前任者の残存期間とする。役員はその任期満了後でも、後任が就任するまではその職務を行なう。役員はこの会の役員としてふさわしくない行為があった場合は、その任期中といえども総会の決議によりこれを解任することができる。
- 第 8 条 すべての役員は総会で選出する。ただし、推薦委員を設けて候補者を推薦することができる。選出規定については別に定める内規による。
- 第 9 条 この会に顧問をおくことができる。地域の教育力を高めるために会長が必要と認めるとき、運営委員会の同意を得て歴代会長による顧問会を設けることができる。
- この会に会長もしくは顧問が必要と認められた時は顧問補佐をおく事ができる。
- 第 10 条 この会の委員はつぎの通りとする
1. 学級委員若干名
  2. 会計監査委員若干名
- 第 11 条 各委員の選出および仕事はつぎのとおりとする。
1. 学級委員は最高学年、各学級より選出する。委員は教員と学年会員との連携を図り、生徒の学校生活を充実発展させる。
  2. 会計監査委員は会長が委嘱し運営委員会の承認を得るものとし、この会の会計監査を行なう。
  3. 学校教職員から書記 2 名、学級 3 名、会計 1 名の P T A 担当委員の選出を年度当初に会長に委嘱し、運営委員会の承認を得て所属分野で其の任務に努める。

- 第 12 条 委員の任務は 1 年とする。ただし、再選はさまたげない。
- 第 13 条 この会に専門委員をおくことができる。
- 第 14 条 1. この会の総会は年 2 回以上とし、この会の運営に関する重要事項を審議決定する。  
2. 会長が必要と認めたととき、または会員総数の 10 分の 1 以上の要求があったときは、臨時総会を開くことができる。  
3. 感染症の蔓延や、災害といった緊急事態においては、会長が必要と認めた場合、書面審議にて総会を開催することができる。
- 第 15 条 総会の議長は、役員外よりその都度選出する。
- 第 16 条 総会の定足数は会員数の 5 分の 1 とする。  
ただし、定足数に満たない場合は、出席会員の同意を求め開会することができる。
- 第 17 条 つぎの事項は総会に提出してその承認を得なければならない。  
1. 事業計画、事業報告 3. 役員承認  
2. 予算・決算 4. その他必要と認めた事項
- 第 18 条 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。
- 第 19 条 総会を開くときは、その議事要項を 3 日以前に会員に通知しなければならない。
- 第 20 条 総会の議事録は、これを保存する。
- 第 21 条 運営委員会は役員、学級委員を以って構成する。
- 第 22 条 1. 運営委員会は、本会の目的達成に必要な事項および緊急必要ある事項等を審議決定することができる。ただし、決定事項は、次期総会に報告しなければならない。  
2. 感染症の蔓延や、災害といった緊急事態においては、会長が必要と認めた場合、運営委員会の構成委員の縮小、WEB を用いてのリモート会議の開催を行うことができる。
- 第 23 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 24 条 この会の経費は、会費、事業収入、資産収入および寄附金を以ってこれに充てる。
- 第 25 条 この会の会費は、1 世帯月 2 5 0 円とする。  
既納の会費は如何なる理由があってもこれを返さない。
- 第 26 条 この会の事業遂行の為、出張の必要があるときは別に定める内規により旅費を支給する。
- 第 27 条 会員の慶弔ならびに教職員の転・退職については、内規に従い微意を表する。
- 第 28 条 この会の解散の伴う残余財産は、総会の 4 分の 3 以上の決議を経て当中学校に寄附する。
- 第 29 条 この規約は、総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得て変更することができる。  
ただし、この議案は、総会事前に通知しておかねばならない。
- 第 30 条 この会の個人情報の取扱いは、別に定める個人情報取扱規程による。

附則 この規約は昭和 51 年 6 月 2 日から効力を生ずる。

平成 8 年 4 月 1 日 一部改正	平成 26 年 4 月 1 日 一部改正
平成 15 年 3 月 1 日 一部改正	平成 31 年 4 月 1 日 一部改正
平成 20 年 4 月 1 日 一部改正	令和 3 年 4 月 1 日 一部改正
平成 23 年 4 月 1 日 一部改正	令和 8 年 4 月 1 日 一部改正

# 長岡第三中学校 P T A 個人情報取扱規程

## [目的]

第 1 条 長岡京市立長岡第三中学校 PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利、利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿、行事などの記録や写真、その他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取り扱いについて定めるものとする。

## [責務]

第 2 条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## [管理者]

第 3 条 本会における個人情報データベースの管理者は、本会 PTA 会長とする。

## [取扱者]

第 4 条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本会 PTA 役員とする。

## [秘密保護義務]

第 5 条 個人情報データベースの管理者、取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## [収集方法]

第 6 条 本会は個人情報を収集するとき、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。要配慮個人情報などを収集する場合、あらかじめ本人の同意を得る。

## [利用]

第 7 条 取得した個人情報は、つぎの目的に沿った利用を行うものとする。

1. 会費集金、管理、その他の文書の送付。
2. 会員名簿、委員会名簿、その他 PTA 活動における各種名簿の作成。
3. 委員の選出ならびに本部役員などの推薦活動。

## [利用目的による制限]

第 8 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

## [管理]

第 9 条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理し、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

## [保管および持ち出しなど]

第 10 条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器などについては、ウイルス対策ソフトを入れるなど適正な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルのパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

[第三者提供の制限]

第 11 条 個人情報(はつぎにあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合。
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合。
3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合。
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

[第三者提供に係る記録の作成など]

第 12 条 個人情報を第三者(第 11 条第 1 号から第 4 号の場合および、府、市役所を除く)に提供したときは、つぎの事項の記録を作成し保管する。

1. 第三者の氏名。
2. 提供する対象者の氏名。
3. 提供する情報の項目。
4. 対象者の同意を得ている旨。

[第三者提供を受ける際の確認など]

第 13 条 第三者(第 11 条第 1 号から第 4 号の場合および、府、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、つぎの事項の記録を作成し保管する。

1. 第三者の氏名。
2. 第三者が個人情報を取得した経緯。
3. 提供を受ける対象者の氏名。
4. 提供を受ける情報の項目。
5. 対象者の同意を得ている旨。(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

[情報開示など]

第 14 条 本会は本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

[漏えい時などの対応]

第 15 条 個人情報データベースを漏えいなど(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

[研修]

第 16 条 本会は PTA 役員に対して、定期的に個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

[苦情の処理]

第 17 条 本会は個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

[改正]

第 18 条 本会の「長岡第三中学校 PTA 個人情報取扱規程」は、総会において改正する。

附則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より実施する。

# 長岡第三中学校 P T A 内規

## 第 1 条 転・退職ならびに慶弔見舞金に関する内規

1. 死亡香料 会員・生徒とも 10,000 円
2. 災害見舞金 3,000 円

ただし、災害の状態に応じて規定の額を超えることができる。その他、会長が必要と認めた場合、微意を表わすことができる。ただし、この場合、運営委員会に報告する。

## 第 2 条 旅費に関する内規

1. 交通費 実費を支給する。
2. 日当 半日出張 500 円 全日出張 1,000 円（ただし、市外出張のみ）
3. 宿泊費 1 泊につき 3,000 円

ただし、内規に定めていない特別の事情がある場合は、役員会を開き、その決定に基づいて、会長がこれを支給し、次期運営委員会の承認を得るものとする。

## 第 3 条 役員選出に関する内規

1. 役員選出については、選挙管理委員会を設置する。選挙管理委員会は、最高学年の学級委員数名をもって構成し、選挙事務をつかさどる。
2. 選挙管理委員会は、毎年 11 月に期間を定め、役員候補の受付と選挙管理を行う。
3. 立候補の受付は、告示から締め切りまで 7 日間とする。
4. 役員は一家一役とする。
5. 役員を経験した会員は、その後役員及び委員となることを辞退することができる。また、京都府 PTA 協議会（府 P）の理事を経験した会員も、その後役員及び委員となることを辞退することができる。

附則 この規定は平成 12 年 5 月 20 日から実施する。

平成 23 年 4 月 1 日 一部改正

平成 24 年 4 月 1 日 一部改正

平成 25 年 4 月 1 日 一部改正

令和 8 年 4 月 1 日 一部改正

## 長岡京市社会教育活動安全基金

趣旨 長岡京市社会教育活動安全基金の設置に関する規程に基づき、事故見舞金

(以下「見舞金」という)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

対象 加入団体(長岡京市PTA連絡協議会)の主催、共催する行事で、予め報告された行事に参加した者が、その活動中に生じた事故によって傷害等を被った場合。

見舞金額 見舞金は事故の日から180日を限度に次ぎの内容により支給される。

1. 入院の場合 入院1日につき 2,250円
2. 通院の場合 治療実日数1日につき 1,500円
3. 後遺障害が生じた場合 別紙のとおり
4. 死亡した場合 200万円

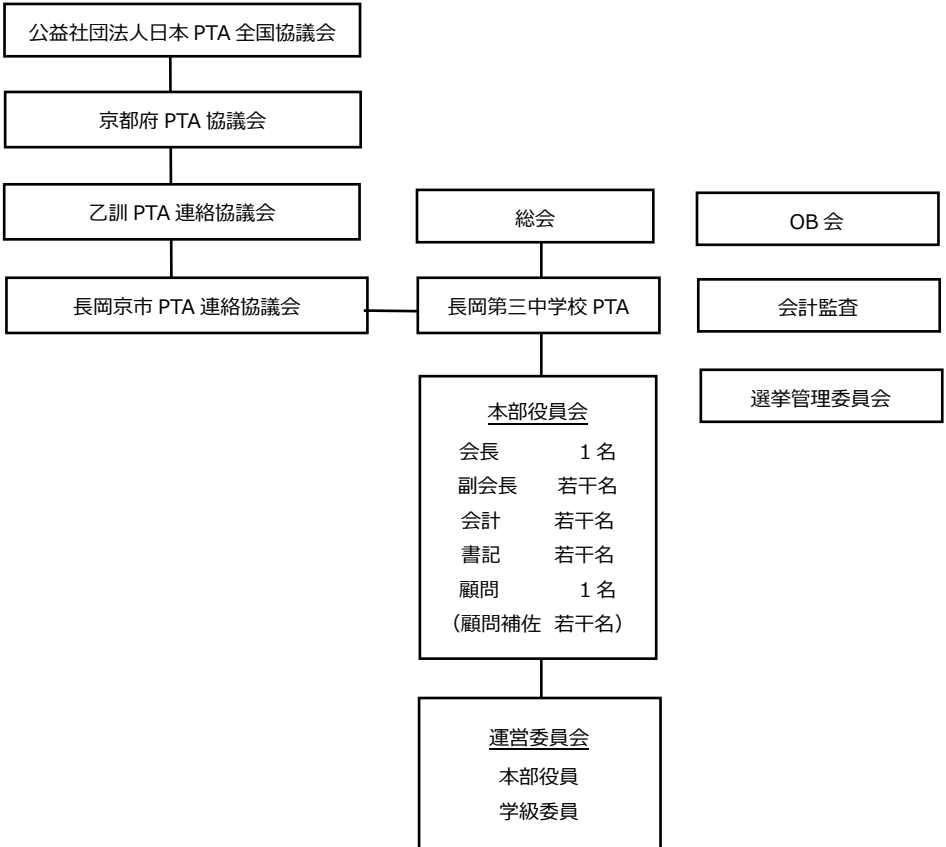
対象行事

1. 研修会、見学旅行
2. 講演会、勉強会
3. 環境整備作業、手伝い
4. 運動会、スポーツ
5. 役員、委員活動
6. サークル活動、その他PTA行事

申請手続 見舞金を受けようとする者は、事故発生後7日以内に事故報告書を、また治癒後すみやかに事故見舞金支給申請書に関係書類を添えて、各所属する団体の長を通じ運営委員会に提出しなければならない。事故の日から起算して、180日が過ぎても事故見舞金支給申請書の提出がない場合は、運営委員会の議決によって事故報告書が提出されなかったものとみなす。

障害等級	見舞金の額
等1級	100万円
等2級	80万円
等3級	60万円
等4級	40万円
等5級	20万円
等6級	10万円

## 長岡第三中学校 P T A 組織図





---

編 集 長岡京市長岡第三中学校 P T A

発 行 長岡京市勝竜寺 28-1

電 話 075-955-2556

---